

## マルチ商法的勧誘に気をつけてください。

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して組織に加入した上で、次は自分が友人などを誘い、新たな加入者を見つけることによって、マージンが支払われる仕組みの商法のことです。連鎖販売取引、ネットワークビジネスとも言われます。マルチ取引では、友人、職場や学校の知人、親戚など身近な人が誘われ、断りにくい状況に陥るといった特徴があります。販売組織への入会金を支払うために、消費者金融から借金をしてしまい、商品が売れずに在庫を抱え、ローンの返済が困難になるケースもあります。



### ひとことアドバイス



- 「簡単に儲かる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉を信じて安易に契約をしないようにしましょう。
- 友人や知人の紹介であったとしても、興味がない場合には、きっぱりと断りましょう。
- マルチ商法は特定商取引法で連鎖販売取引として定められており、契約書面を受け取った日から20日間以内ならば、クーリング・オフが可能です。



## 生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

最近、「訴状が提出された」などの身に覚えのない架空請求はがきが届く事案が発生しています。はがきの内容は「料金の未納により契約不履行となった」「訴状が提出された」「連絡がない場合は裁判所の許可を受けて給料及び不動産の差押えを執行する」などとなっています。問い合わせ先は、いかにも実在するような公的機関を騙っています。具体的には「地方裁判所管理局」などが見受けられますが、類似の名前も使っていることから、このようなはがきが届いた場合は警察に相談してください。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

### 各市町の相談窓口

- |              |              |           |              |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課      | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課   | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課    | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課   | 0238(87)0514 |

### 県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

#### 消費者ホットライン

いやや  
**188**

電話番号3桁を押してください。  
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

### 7月・8月の消費生活法律相談

7月11日(木) 13:30~15:30

8月 8日(木) 13:30~15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072